＼ 3～5月は窓口が混み合います ／

電子証明書の更新は混雑を避けて手続きを

問 市民課☎内線2326

マイナンバーカードに搭載されている電子証明書は、原則として発行日から5回目の誕生日までが有効期限です。更新を希望する方は、市民課での手続きをお願いします。なお、3～5月上旬は窓口が非常に混雑します。早急に更新する必要のない方は、繁忙期を避けた手続きにご協力ください(電子証明書は失効後も再発行が可能です)。

令和2年度の軽自動車税(種別割)の税率をお知らせします

問 市民税課☎内線2355

原動機付自転車、二輪車、小型特殊自動車の税率(年額)

区　分		税　率
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	90cc以下	2,000円
	125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
二輪の軽自動車(125cc超250cc以下)		3,600円
二輪の小型自動車(250cc超)		6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	そのほか	5,900円

三輪車、四輪以上の軽自動車の税率(年額)

区　分			①標準税率	②重課税率	③旧標準税率
三輪車			3,900円	4,600円	3,100円
四輪以上	乗用	営業用	6,900円	8,200円	5,500円
		自家用	10,800円	12,900円	7,200円
	貨物用	営業用	3,800円	4,500円	3,000円
		自家用	5,000円	6,000円	4,000円

①＝初めて車両番号の指定を受けた日が平成27年4月1日以後の車両(軽課税率の適用〈下記〉を受けるものを除く)
②＝初めて車両番号の指定を受けた月が19年3月以前の車両
③＝①②以外の車両

◆軽課税率の適用

初めて車両番号の指定を受けた日が平成31年4月1日～令和2年3月31日の三輪以上の軽自動車のうち、排出ガス・燃費性能の優れた環境負荷の小さいものは、その性能(各燃費基準の達成状況)に応じて、2年度に限り下表の軽課税率(年額)が適用されます。

区　分			75%軽減	50%軽減	25%軽減
三輪車			1,000円	2,000円	3,000円
四輪以上	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	2,700円	5,400円	8,100円
	貨物用	営業用	1,000円	1,900円	2,900円
		自家用	1,300円	2,500円	3,800円

※各燃費基準の達成状況は自動車検査証の備考欄に記載されています。軽課税率の適用基準については、市ホームページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者の各種相談窓口

問 生活経済課☎内線2543

◆資金繰りに関する相談

取引先の金融機関にご相談ください。そのほか以下でも受け付けています。

- 東京信用保証協会立川支店☎042-525-6621
- 日本政策金融公庫三鷹支店☎43-1151

◇セーフティネット保証4号・5号などの認定書発行

同保証制度の認定書は、市生活経済課が発行しています。詳しくはお問い合わせください。

◆雇用調整助成金に関する相談

労働者に対して一時的に休業、教育訓練または出向を行い、雇用維持を図った場合に休業手当、賃金などの一部を助成します。

- 厚生労働省ホームページ
  HP https://www.mhlw.go.jp/index.html

◆そのほか総合的な相談(相談先が不明な場合など)

- 三鷹商工会☎49-3111(平日午前9時～午後5時30分)
- 市生活経済課☎内線2543(平日午前8時30分～午後5時)
- 経済産業省ホームページ(経済産業省の支援策など)
  HP https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html

令和2年度版 リサイクルカレンダー配布中

問 ごみ対策課☎内線2533

ごみ・資源物の収集日程や、出し方を掲載した「令和2年度版リサイクルカレンダー」を市内の全世帯に配布しています。届いていない場合や、異なる収集地区のものが届いた場合は、同課へご連絡ください。

バイク、軽自動車などの登録・廃車手続きは3月中に

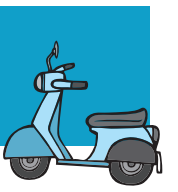

軽自動車税は、4月1日現在登録のあるバイク、軽自動車、小型特殊自動車などに課税されます。購入や廃棄、譲渡、移転などがあった方は、必ず3月中に手続きをしてください。なお、車両が手元に無くても、廃車手続きをするまで課税されますので、ご注意ください。

申 問 排気量125cc以下のバイク・小型特殊自動車・ミニカー＝市民税課(市役所2階26番窓口)☎内線2355、排気量125cc超のバイク＝東京運輸支局多摩自動車検査登録事務所(国立市北3-30-3)☎050-5540-2033、四輪軽自動車＝軽自動車検査協会東京主管事務所多摩支所(府中市朝日町3-16-22)☎050-3816-3104へ

令和元年 市内地区別 刑法犯認知件数

問 安全安心課☎内線4522

地区	総件数	凶悪犯(※1)	侵入窃盗	ひったくり	特殊詐欺(※2)	子どもに対する犯罪(※3)	自動車盗	自転車盗	そのほか(※4)
下連雀	**257**	0	8	0	7	0	0	94	148
牟　礼	**69**	1	4	0	4	0	1	27	32
井の頭	**65**	0	4	1	5	0	0	30	25
中　原	**57**	0	4	0	3	0	0	19	31
北　野	**35**	0	5	0	0	0	0	12	18
新　川	**67**	1	3	0	0	1	1	26	35
上連雀	**104**	0	12	0	5	0	0	38	49
井　口	**65**	0	4	0	2	0	0	40	19
深大寺	**42**	0	9	0	2	0	0	17	14
野　崎	**97**	0	4	0	3	0	0	30	60
大　沢	**56**	0	2	1	3	0	0	21	29
不　明	**24**	0	0	0	0	0	0	0	24
総　計	**938**	**2**	**59**	**2**	**34**	**1**	**2**	**354**	**484**

出典：三鷹警察署(手集計)

令和元年中の市内の刑法犯認知件数は938件で、市に残る統計として最少件数を更新しました。特殊詐欺の件数は18件減少し、被害額は約6,800万円と半減しましたが、手口は年々巧妙化しており、引き続き注意が必要です。

一方で、侵入窃盗は昨年から25件増加しています。少しの外出でも施錠する、掃き出し窓に補助錠を付けるなど、身近な防犯対策をお願いします。

また、自転車盗は354件で、全体の約4割を占めています。自転車は市民のみなさんの重要な交通手段であり、大事な財産です。「たかが自転車」と思わず、少しの時間でも、しっかりと鍵を掛けて盗難対策を講じましょう。

※1　殺人・強盗・放火など
※2　オレオレ詐欺・還付金詐欺・架空料金請求詐欺など
※3　小学生以下を対象
※4　記載の犯罪以外で、粗暴犯・器物損壊・オートバイ盗・置き引き・万引き・車上狙いなど